

保護樹木の指定解除について

1. 保護樹木とは

●草津市の良好な環境保全条例 第18条第1項

「市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。」

●草津市の良好な環境保全条例施行規則第15条第1項

「条例第18条の規定による保護樹木は、健全であり、かつ、学術的または歴史的に意義がある樹木であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に保護の必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- (2) 地上からの高さが15メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

2. 諮問事項

現在、市内11か所・37本指定している保護樹木の内、下物町・観音堂のクロマツについて、この度「松くい虫」の被害により枯死したことから、指定解除と致したく、御審議願いたい。

(1) 指定解除対象樹木

保護樹木の名称	下物町・観音堂のクロマツ
所在地	草津市下物町1090番地
特徴	樹高：13m、幹周：425cm、推定樹齢：210年（伝承）
樹木の概要	下物観音堂の敷地に景勝や防風の目的で植えられたものと考えられている。クロマツは海岸地方に広く分布する樹木であるが、琵琶湖岸が海岸とよく似た気候や立地条件となっているために、湖岸には多く植栽されている。

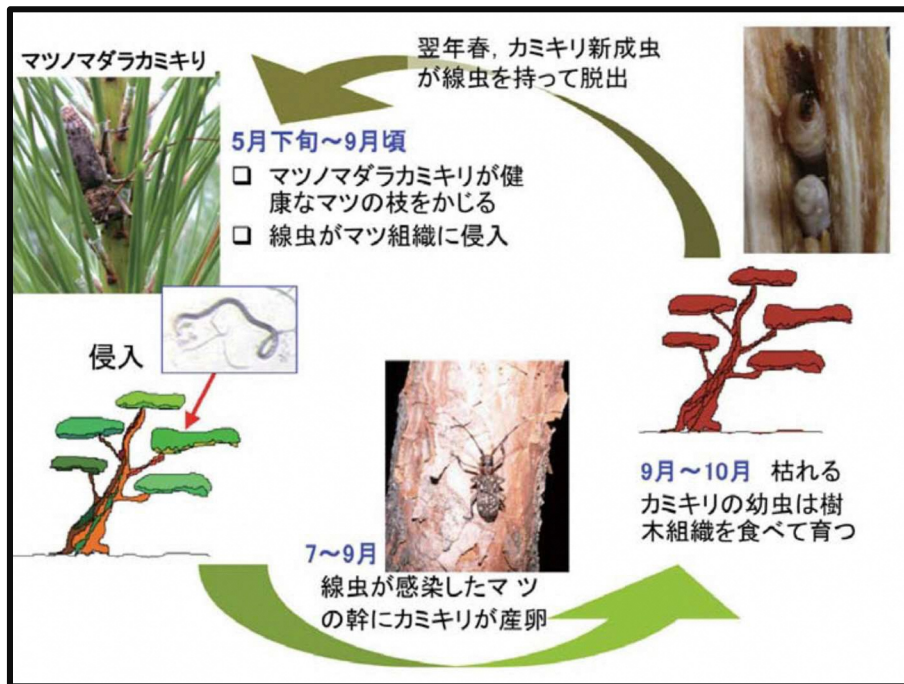
(2) 経過

日付		経過事項
H17	3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ➢保護樹木に指定 市内にあるマツの中で最も太い木。湖岸のクロマツが失われる現在、湖畔に残るこのクロマツはとても貴重な存在である。
H29	3月	<ul style="list-style-type: none"> ➢樹木医による定期健診 空洞が多数あるが、根がしっかり張っているので健康状態は特に問題ない。
R1	9月	<ul style="list-style-type: none"> ➢管理者から連絡 ・一部の枝葉が枯れている。 ・管理者が見積を依頼した造園業者の見立ては、枯死した枝を切り、転倒防止策を行うこととのことだった。
		<ul style="list-style-type: none"> ➢職員による現地確認 一部の枝葉が枯れていることを確認。
		<ul style="list-style-type: none"> ➢樹木医による診断 ・県森林普及センターの検査結果より、「松くい虫」による被害であることが判明。 ・治療法はあるが、回復する可能性はかなり低いもの。
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ➢樹木医による治療 松くい虫による被害は進行しており、回復する可能性はかなり低い が、管理者が治療を希望されたことから、樹木医により治療を行われた。 ※治療内容：本来松くい虫の「予防薬」として使用する薬“ネマバスター”の土壌灌注（稀に、松くい虫による被害の進行を止めることがある）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ➢職員による現地確認 全体的に葉が茶色くなり、枯れている様子を確認。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢樹木医による診断 完全に枯死しており、春に新芽が出る可能性はない。周辺のマツへの被害防止のため伐採を推奨。 	
R2	1月	<ul style="list-style-type: none"> ➢「御神木として大事にしてきた樹木であるため、可能な限り切らずに残しておきたい」という管理者の意向により、4月末までは切らずに残し、松くい虫の被害が広がる前（5月下旬頃）には伐採される予定。

(3) 松くい虫被害とは

マツノマダラカミキリムシとマツノザイセンチュウの2種の共生関係が原因となるマツ材線虫病によりマツの木が枯死する現象。一般的に、一度松くい虫被害にあうと回復することはなく、感染拡大防止のために、被害にあった樹木は伐採する必要がある。

【松くい虫によるマツ枯れのメカニズム】



※マツ枯れ伝染の拡大を止めるには、枯死木の除去（マツノマダラカミキリの駆除）が最も重要

※参考：独立行政法人 森林総合研究所 「里山に入る前に考えること」

（４）状況写真

松くい虫被害前
(令和元年6月24日撮影)



松くい虫被害後
(令和2年1月29日撮影)



樹木医の診断から松くい虫被害により枯死したとされ、草津市の良好な環境保全条例施行規則第15条第1項で定める指定要件である健全性が失われたと判断されることから、当該樹木の指定解除を行いたい。

3. 保護樹木新規指定検討樹木について

(1) 概要

樹木の種名	クロマツ
所在地	草津市下物町1090番地
基本情報	幹周 290cm、推定樹高 13m

(2) 経過と今後について



現在指定しているクロマツの保護樹木選定時（平成16年）の調査において対象としていた上記クロマツについて、地域住民（管理者）は、現在指定しているクロマツと同様に貴重な樹木であると考えられているため、保護樹木の指定を希望されている。

このことから、次年度以降に現在の樹木の健康状態も含め、保護樹木に指定する条件（草津市環境保全条例施行規則第15条第1項に定めるもの）が整っているか等調査・検討していく必要がある。

なお、当該クロマツの松くい虫被害防止のため、令和2年1月31日に予防薬剤の樹幹注入の処置を樹木医へ依頼されるなど、地域住民（管理者）は樹木保護に積極的に取り組まれている。